

副 本

直送済

平成27年(ワ)第1144号 福島第一原発事故損害賠償請求事件(国賠)

原告 外19名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力最終準備書面(1)  
(損害論について)

平成30年8月23日

千葉地方裁判所 民事第5部合議C係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博

同 弁護士 奥 原 靖 裕

訴訟復代理人弁護士 伊 藤 彩 華



<目 次>

第1章 責任原因について .....	8
第1 原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていること .....	8
1 民法709条に基づく「原子力損害」の賠償請求は許されないことについて .....	8
2 法体系に基づく解釈 .....	9
3 裁判例 .....	11
4 行政解釈 .....	12
5 まとめ .....	12
第2 原告らの求める慰謝料額の算定に当たっても、過失の有無は問題とならないこと .....	13
1 原告らの本件事発発生時の住所地 .....	14
2 原告らの請求内容 .....	15
3 原告らの請求の訴訟物について .....	16
第3章 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らの請求に理由がないこと .....	20
第1 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らの損害に関する前提となる基本的事実関係について .....	20
1 緊急時避難準備区域の指定の趣旨とその解除時期について .....	20
2 旧緊急時避難準備区域においては強制的な避難が求められたものではないこと .....	21
3 南相馬市の本件事発後の状況 .....	22
4 小括 .....	29
第2 旧緊急時避難準備区域の住民の損害に関する被告東京電力の主張 .....	29

1 旧緊急時避難準備区域の旧居住者である原告らの慰謝料額は180万円を超えるものではないこと .....	29
(1) 被侵害利益について .....	29
(2) 強制的に避難が求められた区域の被侵害利益と比較した、旧緊急時避難準備区域の被侵害利益 .....	30
(3) 中間指針等に基づく1人月額10万円の慰謝料額について.....	33
(4) 1人月額10万円の慰謝料の基礎額については、時間の経過によって減額されず、区域指定の解除後も11か月間にわたって、本件事故直後と同額のまま、減額されずに継続して賠償されること.....	41
(5) 中間指針等に基づく旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する精神的損害の賠償終期の考え方には十分合理性があること.....	42
(6) 精神的損害の賠償のほかにも、避難費用、就労不能損害、営業損害などの財産的損害は別途賠償の対象となること.....	43
(7) 旧緊急時避難準備区域の住民に対する被告東京電力が提示している慰謝料額については裁判上も是認されていること.....	44
(8) 参考となる裁判例 .....	44
(9) 東京地裁判決（甲イ22）の問題点.....	49
2 旧緊急時避難準備区域の旧居住者である原告らの慰謝料額に関するまとめ	50
3 原告番号5番の原告らの個別事情を踏まえても上記の結論が左右されないこと .....	50
(1) 原町区の状況からして、遅くとも平成24年9月以降においても原告らの法的に保護された権利侵害を回避するために原町区からの避難を継続せざるを得ない状況にあったとはいえ、同月以降原告らが避難を継続したとしても本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものとは解されないこと .....	50
(2) 心身の不調について .....	52

(3) 本件事故により原告番号5番が事故以前の生活基盤である「ふるさと」を 喪失したという実情にもないこと.....	53
(4) 財産的損害に係る請求に対する被告東京電力の主張.....	54
第4章 自主的避難等対象者である原告らの請求に理由がないこと.....	56
第1 自主的避難等対象者の損害に関する前提となる基本的事実関係について.....	57
1 本件事故発生当初の時期における政府による避難指示等の経緯.....	57
2 新聞報道による本件事故発生後の住民に対する情報提供の状況について.....	60
3 本件事故発生当初の時期（～平成23年4月22日頃）以降の状況について .....	74
4 新聞報道以外での情報提供の状況について.....	87
5 避難指示等の対象区域外の空間放射線量の状況と本件原発からの距離... ..	88
6 避難指示等対象区域外における空間放射線量と健康影響に関する科学的知見 .....	92
7 自主的避難の状況について.....	96
8 避難指示等対象区域外の社会的活動の状況等について.....	100
9 小括.....	105
第2 自主的避難等対象者に対する精神的損害等に対する被告東京電力の主張.....	107
1 被侵害利益について.....	107
(1) 被侵害利益について.....	107
(2) 自主的避難者と滞在者について.....	110
2 自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について（賠償期間）.....	112
(1) 大人（妊婦・子供以外）の賠償期間について.....	112
(2) 妊婦・子供の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間について .....	115
(3) 同伴者である大人の自主的避難等対象者の精神的損害の賠償対象期間につ いて.....	117

3	自主的避難等対象者の損害の賠償額について.....	119
	(1) 大人（妊婦・子供以外）について（同伴者を含む。）.....	119
	(2) 妊婦・子供について.....	125
	(3) 自主的避難者と滞在者の損害額について.....	126
4	中間指針等の考え方について.....	126
	(1) 中間指針等の意義.....	126
	(2) 中間指針等の位置付け.....	129
	(3) 中間指針追補等によって、被告東京電力の賠償の考え方は十分に合理的な ものとして基礎付けることができること.....	131
5	関連する裁判例について.....	137
	(1) 旧緊急時避難準備区域の住民の精神的損害に関する裁判例.....	137
	(2) 自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例.....	141
	(3) 避難等対象区域、自主的避難等対象区域以外の区域の住民の精神的損害に 関する裁判例.....	143
	(4) その他の裁判例.....	146
	(5) 福島地裁判決（甲イ20）及び東京地裁判決（甲イ22）の問題点..	148
	(6) まとめ.....	151
6	自主的避難対象者である原告らの個別事情を踏まえても上記の結論が左右さ れないこと.....	152
第5章 原告らの主張に対する反論.....		173
第1 放射線の健康影響に関する科学的知見等及び低線量被ばくによる健康影響に ついて.....		173
1	原告らの主張.....	173
2	放射性物質・放射線とは.....	174
	(1) 放射性物質・放射線とは.....	174
	(2) 放射線の種類.....	175

(3) 放射能と放射線量の単位 .....	176
(4) 自然放射線と人工放射線 .....	177
(5) 放射線被ばく .....	178
3 放射線と健康影響に関する科学的知見.....	179
(1) WG報告書において整理されている科学的知見と国際的合意.....	179
(2) 財団法人放射線影響協会の見解 .....	182
(3) 経済産業省の説明資料について .....	183
(4) まとめ .....	185
4 放射線防護の考え方 .....	185
(1) 国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告による放射線防護の考え方	185
(2) 低線量被ばくにおけるしきい値について.....	192
(3) 日本の放射線防護体制 .....	194
(4) 福島県内の学校等の校舎・校庭の利用に関する取扱い.....	195
(5) IAEA国際フォローアップミッション最終報告書 (乙二共66) ..	196
(6) 原子力規制委員会の見解 .....	197
(7) まとめ .....	198
5 本件事故による福島県内の被ばくの状況.....	199
(1) 外部被ばくについて .....	200
(2) 内部被ばくについて .....	200
(3) UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連科学委員会) の見解	201
(4) 小活 .....	210
6 低線量被ばくの健康影響に関する原告らの主張に理由がないこと.....	210
(1) LNTモデルに関する原告らの主張が誤りであること.....	210
(2) 疫学調査結果に関する原告らの主張が誤りであること.....	212
(3) 福島県民健康調査における小児甲状腺がんに関する原告らの主張について	
.....	224

7	原告らの被ばく量に関する主張に誤りについて.....	229
	(1) 原告らの主張する被ばく量の推定値は科学的根拠を欠くこと.....	229
	(2) 内部被ばくにかかる本件事故後の対応と科学的知見.....	233
	(3) 公衆被ばくの線量限度について.....	242
第2	原告らの主張する外部被ばく線量の試算について.....	246
1	原告らの主張.....	246
2	原告らの試算は恣意的なものであって信用することができないこと....	246
3	放射性物質による健康影響の有無は地上1 mの高さの空間放射線量によって 判断されること.....	248
4	放射線障害防止法に基づく法規制等について.....	251
第6章	結語.....	252

副 本

直送済

平成27年(ワ)第1144号 福島第一原発事故損害賠償請求事件(国賠)

原告 外19名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力最終準備書面(2)  
(過失論について)

平成30年8月23日

千葉地方裁判所 民事第5部合議C係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博

同 弁護士 奥 原 靖 裕

訴訟復代理人弁護士 伊 藤 彩 華



<目 次>

第1	はじめに	4
第2	被告東京電力に対する民法709条に基づく損害賠償請求が認められないこと	5
1	原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていること	5
2	原告らの求める慰謝料額の算定に当たっても、過失の有無は問題とならないこと	6
第3	本件事故の発生について被告東京電力に過失がないこと	8
1	総論	8
2	予見可能性について	9
(1)	予見可能性の対象について	9
(2)	予見可能性の程度について	12
(3)	津波の評価手法について	15
(4)	福島県沖海溝沿いの波源モデル	27
(5)	津波の予見可能性に関する知見について	32
(6)	小括	72
3	結果回避義務違反の有無について	73
(1)	総論	73
(2)	結果回避義務を基礎付ける予見可能性が認められないこと	74
(3)	被告東京電力が科学的合理的な津波想定に基づき十分な対策を講じてきたこと	74
(4)	被告東京電力の対応を結果回避義務違反とみなすことはできないこと	78
(5)	結果回避可能性がないこと	92
(6)	渡辺敦雄氏の意見書について	95

4 過失に関するまとめ..... 98